多木化学株式会社

証券コード 4025

第103回
定時株主総会招集ご通知

日　時

令和４年３月29日（火曜日）午前10時
（開場　午前９時15分）

場　所

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
加古川プラザホテル２階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面またはインターネット等による議決権行使期限
令和4年3月28日（月曜日）午後5時20分まで

目　次

第103回定時株主総会招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 4
事業報告 …… 12
連結計算書類 …… 27
計算書類 …… 29
監査報告 …… 31

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

令和４年３月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時15分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和４年３月28日（月曜日）
午後５時20分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和４年３月28日（月曜日）
午後５時20分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

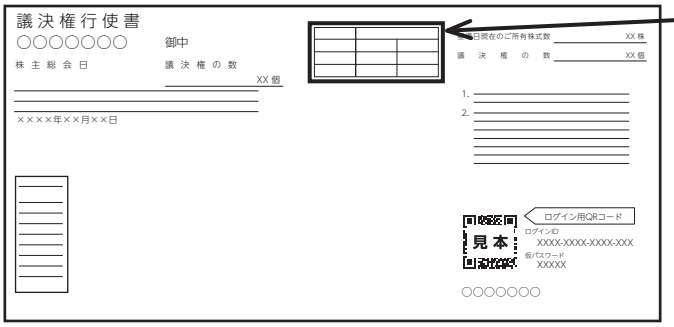

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第１、第２号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

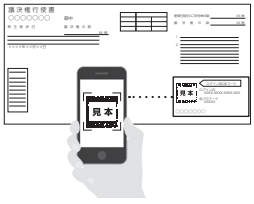

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

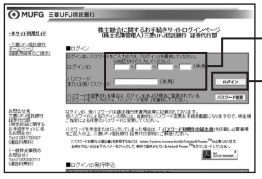

3　新しいパスワードを登録してください。

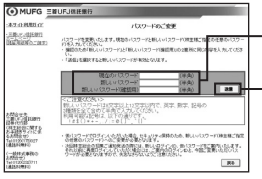

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

（新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止への対応について）
1．株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、可能な限り同封の「議決権行使書」のご返送、またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、当日のご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申しあげます。
2．株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の対応内容が変更・更新される可能性があります。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.takichem.co.jp/)にて、更新情報をご確認くださいますようお願い申しあげます。
3．体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
4．株主総会会場において、感染症拡大防止のための措置を講じておりますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

証券コード：4025
令和４年３月11日
兵庫県加古川市別府町緑町２番地
多木化学株式会社
代表取締役社長 多 木 隆 元

株 主 各 位

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、同封の「議決権行使書」のご返送、またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和４年３月28日（月曜日）午後５時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時　令和４年３月29日（火曜日）午前10時　（開場　午前9時15分）

2 場　　所　兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
加古川プラザホテル２階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項
1．第103期（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第103期（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.takichem.co.jp/）に掲載させていただきます。
●当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.takichem.co.jp/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表
従って、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査した事業報告、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

第1号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題として位置づけ、安定した配当を継続することを基本方針としております。また、企業の持続的発展と企業価値の向上を図るため、設備投資、研究開発投資及び合理化投資等にも配分いたしたいと存じます。

第103期の期末配当につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開、業績のほか諸般の事情を総合的に勘案するとともに、株主の皆様のご支援にお応えすべく、１株当たり45円の普通配当に５円の特別配当を加え、50円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金50円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は432,688,600円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　令和４年３月30日といたしたいと存じます。

第2号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する規定が令和４年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款の一部変更を行うものであります。

（1）変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（2）変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、下記条文以外は現行定款どおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	【削　除】

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
【新　設】	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第102回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第102回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
【新　設】	（電子提供措置等に関する経過措置） 第２条　現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 ３．本附則第２条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

再任

多木　隆元（たき　たかもと）

（昭和29年６月23日生）

所有する当社の株式の数　25,449株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和52年４月　当社入社
平成４年３月　当社経理部長
平成５年３月　当社取締役
平成７年３月　当社常務取締役
平成８年３月　当社代表取締役専務取締役
平成９年３月　当社代表取締役社長（現）

■ 取締役候補者とした理由

各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い経験と知識を有しており、これまでの当社代表取締役社長としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

再任

松井　重憲（まつい　しげのり）

（昭和31年１月４日生）

所有する当社の株式の数　6,612株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和61年８月　当社入社
平成23年４月　当社化学品製造部長
平成25年３月　当社取締役
平成31年３月　当社常務取締役
令和２年３月　当社取締役上席常務執行役員 本社工場担当、本社工場長
令和３年３月　当社代表取締役上席専務執行役員 本社工場統括、本社工場長（現）

■ 取締役候補者とした理由

製造部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社代表取締役上席専務執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

再任

多木　勝彦（たき　かつひこ）

（昭和58年11月７日生）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する当社の株式の数　6,232株

平成20年４月　当社入社
令和２年９月　当社経理部担当部長
令和３年３月　当社取締役上席執行役員 経理部担当（現）

■ 取締役候補者とした理由
肥料製造、化学品製造、生産技術、購買、経理の各部門における経験を通じて当社業務全般に関する幅広い経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

再任

金治　久守（かなじ　ひさもり）

（昭和36年１月10日生）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する当社の株式の数　4,989株

昭和58年４月　当社入社
平成25年４月　当社肥料営業部長
平成28年３月　当社理事
平成29年３月　当社取締役
令和２年３月　当社取締役上席執行役員 肥料営業部担当、肥料営業部長
令和３年３月　当社取締役上席執行役員 肥料営業部・化学品営業部担当（現）

■ 取締役候補者とした理由
営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

再任

正木　貴久（まさき　たかひさ）

（昭和37年11月24日生）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する当社の株式の数　1,589株

昭和60年４月　当社入社
平成25年４月　当社総務人事部長
平成29年２月　当社総務人事部担当部長
　　しき島商事株式会社代表取締役社長
平成29年３月　当社理事
令和２年３月　当社取締役上席執行役員 総務人事部担当（現）

■ 取締役候補者とした理由
　営業部門、総務人事部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有するとともに、子会社においても会社経営に携わった経験を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

再任

井筒　裕之（いづつ　ひろゆき）

（昭和40年10月19日生）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する当社の株式の数　1,229株

平成２年１月　当社入社
平成27年４月　当社経営企画部長（現）
令和２年３月　当社執行役員
令和３年３月　当社取締役上席執行役員 経営企画部・内部統制室担当（現）

■ 取締役候補者とした理由
　研究開発部門、経営企画部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役上席執行役員としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

新任

鈴木（すずき） 吾郎（ごろう）

（昭和39年12月10日生）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

所有する当社の株式の数 1,191株

昭和62年４月　当社入社
平成27年４月　当社技術部長（現）
令和２年３月　当社執行役員（現）
令和３年４月　当社本社工場副工場長（現）

■ 取締役候補者とした理由

研究開発部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社執行役員としての実績を踏まえ、取締役就任により、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1．候補者当社取締役上席執行役員多木勝彦氏は当社代表取締役社長多木隆元氏の長男であります。
2．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．候補者鈴木吾郎氏は、新任の候補者であります。
4．当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする候補者のうち再任の候補者については取締役として、鈴木吾郎氏については執行役員として、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役として候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新予定であります。

(保険契約の内容の概要)

①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

ご参考：取締役の多様性マトリックス

第３号議案及び本定時株主総会終了後開催予定の取締役会で役付執行役員及び執行役員選定の件が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成及び各取締役に対して特に専門性・経験を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	職位	企業経営	財務/会計/金融経済	法務/ﾘｽｸ管理	人事労務/人材開発	営業/ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	製造/品質	研究開発	IT/ﾃﾞｼﾞﾀﾙ情報ｾｷｭﾘﾃｨ	ｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨ/ESG
多木 隆元	代表取締役社長	●	●			●	●			
松井 重憲	代表取締役 上席専務執行役員	●					●	●		●
多木 勝彦	取締役 上席常務執行役員		●				●		●	
金治 久守	取締役上席執行役員					●				
正木 貴久	取締役上席執行役員	●		●	●	●				
井筒 裕之	取締役上席執行役員			●				●	●	●
鈴木 吾郎	取締役上席執行役員						●	●		●
安福 成行	取締役 常勤監査等委員		●							●
田村 弘昭	独立社外取締役 監査等委員	●	●		●	●				
岩木 達郎	独立社外取締役 監査等委員		●						●	●
阪口　誠	独立社外取締役 監査等委員			●						●
重田 昇三	独立社外取締役 監査等委員	●	●			●				●

（注）１．各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大４つに●印をつけています。

２．上記の企業経営は社内取締役については代表取締役経験者（主要子会社含む）に、社外取締役については他社での社内取締役経験者に●印をつけています。

以　上

事業報告（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況で推移しました。景気の先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、国内外の感染症の動向や供給面での制約、原材料価格の上昇による下振れリスクの高まりなど不透明な状況にあります。

このような環境の中、当社グループにおいては本年度を初年度とする「中期経営計画2023」に基づいて、既存事業の収益力向上などに努めた結果、当連結会計年度の売上高は328億12百万円（前期比8.7%増）、営業利益は26億58百万円（前期比51.0%増）、経常利益は29億82百万円（前期比37.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億16百万円（前期比22.9%増）となりました。

報告セグメント別売上高

報告セグメント	売 上 高（百万円）
アグリ	10,011
化学品	14,357
建材	2,902
石油	1,966
不動産	1,261
運輸	2,312
合計	32,812

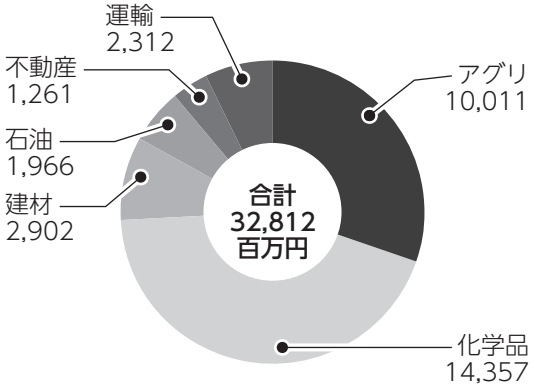

２．設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は32億94百万円であり、その主なものは、不動産事業でのショッピングセンターのリニューアルに伴う建物等の取得、化学品事業での超高塩基度ポリ塩化アルミニウム製造設備の増強、運輸事業での倉庫改修及び全社（研究開発）のバカマツタケ研究栽培設備の増設であります。

また、当連結会計年度において継続中の主要設備の新設等は、不動産事業でのショッピングセンターのリニューアル及び化学品事業での超高塩基度ポリ塩化アルミニウム製造設備増強であります。

３．資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

４．事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

５．他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

６．吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

７．他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8．財産及び損益の状況の推移

区　分	平成30年度 第100期	令和元年度 第101期	令和２年度 第102期	令和３年度 第103期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	33,089	32,669	30,175	32,812
経常利益 (百万円)	2,509	1,911	2,166	2,982
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,743	1,361	1,559	1,916
１株当たり当期純利益 (円)	201.81	157.64	180.37	221.46
総資産 (百万円)	41,612	42,609	42,939	46,037
純資産 (百万円)	25,161	26,346	27,079	29,378
１株当たり純資産額 (円)	2,896.50	3,033.53	3,114.67	3,378.42

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．平成31年１月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第100期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第101期の期首から適用しており、第100期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

売上高 (単位：百万円)

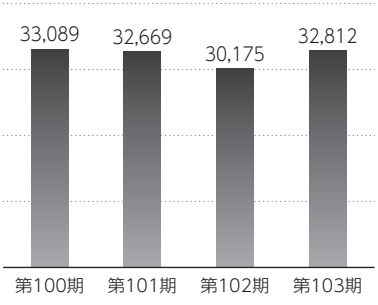

経常利益 (単位：百万円)

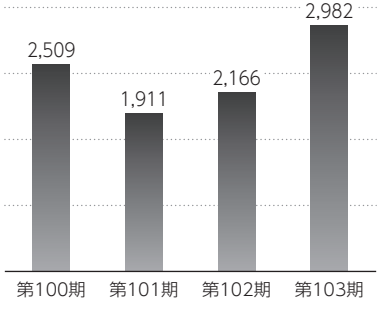

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

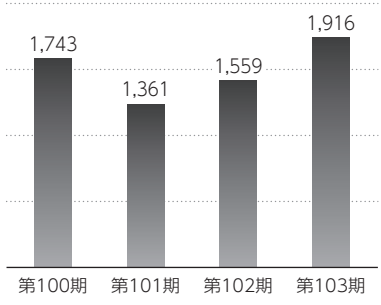

9．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（令和３年12月31日現在）

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
しき島商事株式会社	90百万円	100.0%	石油の販売
多木建材株式会社	90百万円	90.1%	石こうボードの製造・販売
多木商事株式会社	45百万円	100.0%	海上、陸上輸送

10．対処すべき課題

(1) 成長事業への積極的投資

企業が持続的に成長するためには、新たな事業を含め成長が期待される事業への積極的な投資が不可欠です。当社が平成30年に完全人工栽培に成功した「バカマツタケ」は、生産・販売体制を早期に確立させるべく、資源を集中して取り組んでまいります。また、メディカル材料、コラーゲン材料、各種酸化物ナノ材料などの開発商品についても、社会との共通価値創造を意識しつつ、顧客ニーズを把握し、産官学連携などを通じて、サステナブルな成長に向けた取り組みを推進します。

(2) 既存事業の収益力向上

当社グループの既存事業のうち、アグリ事業（肥料）と化学品事業（水処理薬剤）は、市場の縮小や価格競争など厳しい事業環境の中にあります。生産性向上、コスト削減及び提案型営業による販売力の強化などにより、一層の収益力向上に努めてまいります。一方で、肥料や水処理薬剤などの基礎化学品は、今後のサステナブルな社会の実現にも不可欠な製品であり、新たな収益機会の創出にもつながるものと考えております。なかでも、超高塩基度ポリ塩化アルミニウム「ＰＡＣ７００Ａ」は、気候変動が進む中、環境負荷の低減に貢献できる製品として積極的に提案し拡販に努めてまいります。また、長年培った技術力を活かし、海外事業にも取り組んでまいります。その他既存事業につきましても収益力の向上に努めてまいります。

(3) 経営基盤の強靭化

気候変動や新型感染症、大規模自然災害の発生など事業環境にまつわるリスク、不確実性が高まる中で、より強靭な経営基盤の確立が求められています。そのような環境下にあっても、ステークホルダーの負託にお応えするため、リスクマネジメントの観点をより重視し、事業継続計画（ＢＣＰ）の継続的改善、労働安全衛生マネジメントシステムの構築・運用、労働環境の改善や生産性向上に関わる設備の更新・保全、製品の品質・信頼性向上に関する取り組みを進めてまいります。また、それらを強力に推し進めるため、人材育成、ダイバーシティの取り組みなどにも注力してまいります。

(4) コンプライアンス経営の推進

コンプライアンスは、企業における不祥事の防止だけでなく、企業の持続的な成長を実現し、社会に必要とされる企業グループであり続けるために不可欠な経営上の重要課題です。当社グループでは、全ての役職員が法令・規程・社会規範などに沿って、常に高い倫理感とともに良識ある行動をとることができるよう、コンプライアンス教育及びコーポレート・ガバナンス体制の強化などを通じて、コンプライアンス経営を推進してまいります。「(3) 経営基盤の強靭化」に加え、これらを併せて実施することにより、公正で透明性の高い経営と責任ある企業活動を推進してまいります。

経営の基本方針である企業の持続的発展と企業価値の向上に努めてまいりますので、株主各位におかれましては、何卒変わらぬご支援、ご協力をお願い申しあげます。

11. 主要な事業内容（令和３年12月31日現在）

(1) 肥料、化学品及び石こうボードの製造・販売
(2) 石油の販売
(3) 不動産の賃貸
(4) 海上、陸上輸送

12. 主要な営業所及び工場（令和３年12月31日現在）

(1) 当社

本　　社	兵庫県加古川市
支　　店	東京都中央区
営 業 所	仙台市、東京都中央区、名古屋市、大阪市、兵庫県加古川市、北九州市
工　　場	兵庫県加古郡播磨町、千葉県市原市、北九州市
研 究 所	兵庫県加古川市
商業施設	兵庫県加古川市

(2) 子会社

しき島商事株式会社	兵庫県加古川市
多木建材株式会社	兵庫県加古川市
多木商事株式会社	兵庫県加古川市

13. 使用人の状況（令和３年12月31日現在）

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減数
598名	１４名減

(注) 上記の使用人数には臨時雇用者は含んでおりません。

14. 主要な借入先の状況（令和３年12月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	９０百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	４０百万円

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1．株式の状況（令和３年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　30,400,000株

(2) 発行済株式の総数　9,458,768株

(3) 株主数　3,777名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	692千株	8.00%
損害保険ジャパン株式会社	401	4.64
株式会社三井住友銀行	339	3.92
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	302	3.49
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	297	3.44
株式会社中国銀行	286	3.31
株式会社百十四銀行	237	2.75
日本マタイ株式会社	223	2.58
三菱商事株式会社	210	2.43
株式会社イトーヨーカ堂	200	2.31

(注) 1．当社は、自己株式(804,996株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	3,255株	7名

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（令和３年12月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
＊取締役社長	多木隆元	
＊取締役上席専務執行役員	松井重憲	本社工場統括、本社工場長
取締役上席常務執行役員	西倉宏	研究所担当、研究所長、 きのこ事業化プロジェクトチームリーダー
取締役上席執行役員	金治久守	肥料営業部・化学品営業部担当
取締役上席執行役員	正木貴久	総務人事部担当
○取締役上席執行役員	井筒裕之	経営企画部・内部統制室担当 経営企画部長
○取締役上席執行役員	多木勝彦	経理部担当
○取締役常勤監査等委員	安福成行	
○取締役監査等委員	田村弘昭	
○取締役監査等委員	岩木達郎	岩木達郎税理士事務所所長
○取締役監査等委員	阪口誠	中之島シティ法律事務所代表 モリテックスチール株式会社社外取締役
○取締役監査等委員	重田昇三	

(注) 1．＊印は代表取締役であります。
2．○印は令和３年３月30日開催の第102回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役であります。
3．取締役多木隆成、安東誠、垣尾寿彦、西村光裕、小西池剛の５氏は任期満了により、令和３年３月30日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

4．当社は、令和３年３月30日開催の第102回定時株主総会の決議に基づき、同日付けで監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役安福成行、阪口誠、岩﨑和文、吉森彰宣、畑繁喜の５氏は同日付で監査役を任期満了により退任し、このうち安福成行、阪口誠の両氏が取締役（監査等委員）に就任しております。また、取締役田村弘昭、岩木達郎の両氏は、同日付けで取締役を任期満了により退任し、取締役（監査等委員）に就任しております。

5．当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　　動　　前	異　　動　　後	異動年月日
松井重憲	取締役上席常務執行役員 本社工場担当、本社工場長	代表取締役上席専務執行役員 本社工場統括、本社工場長	令和３年３月30日
金治久守	取締役上席執行役員 肥料営業部担当、肥料営業部長	取締役上席執行役員 肥料営業部・化学品営業部担当	令和３年３月30日

6．取締役（監査等委員）田村弘昭、岩木達郎、阪口誠、重田昇三の４氏は、社外取締役であります。

7．取締役（監査等委員）岩木達郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8．取締役（監査等委員）田村弘昭氏は、令和３年６月24日付けでアイエックス・ナレッジ株式会社社外監査役を退任しております。

9．情報収集の充実を図り、内部統制部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために安福成行氏を常勤の監査等委員として選定しております。

10．当社は、取締役（監査等委員）田村弘昭、岩木達郎、阪口誠、重田昇三の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

11．当社と各取締役（監査等委員）とは、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

12．当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

①被保険者の範囲　当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員

②保険契約の内容の概要

イ．被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ロ．填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

ハ．役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

13．取締役を兼務していない執行役員は、以下の８名であります。

上席専務執行役員	多木隆成（不動産事業部担当）
専務執行役員	安東　誠（品質保証部・物流部・CSR担当）
上席執行役員	西村光裕（資材部担当、しき島商事株式会社代表取締役社長）
執行役員	下山昌彦（経理部長）
	鈴木吾郎（本社工場副工場長、技術部長）
	泉　一成（本社工場副工場長、エンジニアリング部長）
	田中秀樹（多木建材株式会社代表取締役社長）
	橋本成人（物流部長、多木商事株式会社代表取締役社長）

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

監査等委員でない取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定め、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めることを基本方針としております。

報酬等限度額

監査等委員でない取締役の報酬等限度額は固定報酬と業績連動報酬である役員賞与を合わせて年額２億20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額60百万円以内、また、上記報酬等限度額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、監査等委員でない取締役に対して年額21百万円を限度とし、かつ株式数5,200株を限度として支給することが令和３年３月30日開催の第102回定時株主総会において決議されております。当該決議に係る監査等委員でない取締役の員数は７名、監査等委員である取締役の員数は５名であります。

（監査等委員でない取締役）

報酬等決定方法

監査等委員でない取締役については、株主総会で決議されました報酬等限度額の範囲内で、役員報酬内規等の一定の基準及び代表取締役２名、代表取締役経験者１名、独立社外取締役４名の合計７名で構成する指名・報酬委員会で決定した業績連動報酬である役員賞与並びに譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の役位別配分割合を基に、令和３年３月30日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等額の算出の授権を受けた代表取締役社長多木隆元が決定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に取締役の報酬等額を決定できると判断したためであり、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。なお、当該方針は指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議したものであります。

各報酬等の仕組み

イ．固定報酬

個人別の報酬等額に係る役員報酬内規等の一定の基準については、役位や在任年数別に定期同額の金銭報酬である基準月額を定めております。改定は世間水準及び従業員給与との均衡を考慮してなされます。毎年３月に決定し、４月から支給いたします。

ロ．役員賞与

短期的なインセンティブを与え積極的な業務執行に資するための業績連動報酬である役員賞与については、取締役会において決議した当社の経常利益予算額を指標とし、計算式により求められる総額を指名・報酬委員会で決定した役位別配分係数（係数は上位の役位ほど大きくなるように設定）により個人別に決定いたします。役員賞与総額は固定報酬と合わせて株主総会で決議された監査等委員でない取締役の報酬等限度額以内で、かつ50百万円以内とし、連結及び当社の経常利益予算額が２億50百万円未満の場合は支給いたしません。指標とした当事業年度の当社の経常利益予算額は13億13百万円、支給月は３月であります。

ハ．譲渡制限付株式報酬

中長期的なインセンティブを与えるための譲渡制限付株式報酬を付与するための金銭報酬債権の額は、令和３年３月30日開催の第102回定時株主総会において決議された限度額、限度株数内で指名・報酬委員会で決定した役位別配分係数（係数は上位の役位ほど大きくなるように設定）により個人別に決定いたします。毎年１回、定時株主総会終了後の最初に開催する取締役会の決議を経て、翌月支給することとしております。

ニ．報酬等総額の割合

固定報酬と業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の報酬等総額に対する割合は、役位別の取締役人数、経常利益予算額、株価などにより変動いたしますが、概ね固定報酬80%、業績連動報酬10%、譲渡制限付株式報酬10%程度となります。

（監査等委員である取締役）

業務執行から独立した立場での監査・監督機能が重視されることから、業績を反映することは行わず、固定報酬である月額報酬のみで役員賞与や譲渡制限付株式報酬は支給いたしません。個人別の報酬額の具体的内容については、監査等委員の協議により決定いたします。

なお、取締役でない執行役員に対しても監査等委員でない取締役と同様の制度を導入することを令和3年３月30日開催の取締役会において決議しております。

監査等委員会設置会社移行前は下記のとおりであります。

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定め、監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めることを基本方針としております。

報酬等限度額

取締役の報酬等限度額は固定報酬と業績連動報酬である役員賞与を合わせて年額２億80百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬等限度額は年額60百万円以内と平成20年３月27日開催の第89回定時株主総会において決議されております。当該決議に係る取締役の員数は12名、監査役の員数は４名であります。また、上記報酬等限度額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、社外取締役を除く取締役に対して年額30百万円を限度とし、かつ株式数7,500株を限度として支給することが令和２年３月26日開催の第101回定時株主総会において決議されております。当該決議に係る取締役の員数は10名であります。

報酬等決定方法等

監査等委員会設置会社移行後と同様に定めております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	191 (2)	154 (2)	14 (−)	22 (−)	14 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26 (14)	26 (14)	−	−	5 (4)
監査役 （うち社外監査役）	8 (3)	8 (3)	−	−	5 (3)
合計 （うち社外役員）	225 (20)	188 (20)	14 (−)	22 (−)	24 (9)

（注）1．上記には、令和３年３月30日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役７名（うち社外取締役２名）及び監査役５名（うち社外監査役３名）を含んでおります。なお、当社は、令和３年３月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏 名	兼　職　先	兼職の状況	当 社 と の 関 係
社外取締役 (監査等委員)	岩木達郎	岩木達郎税理士事務所	所　長	特別の関係はありません
社外取締役 (監査等委員)	阪口　誠	中之島シティ法律事務所	代　表	当社顧問弁護士所属先
		モリテックスチール株式会社	社外取締役	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況等

区　分	氏　名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	田村弘昭	当事業年度に開催した取締役会14回のうち、取締役として４回の全てに、監査等委員である取締役として10回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 当事業年度に開催した指名・報酬委員会６回の全てに出席いたしました。 他社での豊富な経営経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	岩木達郎	当事業年度に開催した取締役会14回のうち、取締役として４回の全てに、監査等委員である取締役として10回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 当事業年度に開催した指名・報酬委員会６回の全てに出席いたしました。 税理士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	阪口　誠	当事業年度に開催した取締役会14回のうち、監査役として４回の全てに、監査等委員である取締役として10回の全てに、また監査役会５回の全てに、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 当事業年度に開催した指名・報酬委員会６回の全てに出席いたしました。 弁護士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	重田昇三	就任後に開催した取締役会10回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 当事業年度に開催した指名・報酬委員会６回の全てに出席いたしました。 他社での豊富な経営経験と高い見識に基づき客観的、中立、独立した立場から必要な発言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区　　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表（令和３年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**22,352**
現金及び預金	6,433
受取手形及び売掛金	8,963
電子記録債権	1,893
有価証券	100
たな卸資産	4,744
その他	227
貸倒引当金	△10
固定資産	**23,685**
有形固定資産	**15,809**
建物及び構築物	6,994
機械装置及び運搬具	1,827
工具、器具及び備品	149
土地	6,413
リース資産	408
建設仮勘定	16
無形固定資産	**522**
ソフトウェア	500
水道施設利用権等	10
ソフトウェア仮勘定	11
投資その他の資産	**7,352**
投資有価証券	7,072
繰延税金資産	101
その他	214
貸倒引当金	△35
資産合計	**46,037**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**8,596**
買掛金	4,976
短期借入金	376
1年内返済予定の長期借入金	60
リース債務	35
未払金	1,964
未払法人税等	429
未払消費税等	112
賞与引当金	43
その他	597
固定負債	**8,062**
長期借入金	455
リース債務	413
繰延税金負債	698
退職給付に係る負債	3,770
預り保証金	2,539
その他	185
負債合計	**16,659**
（純資産の部）	
株主資本	**26,672**
資本金	**2,147**
資本剰余金	**1,372**
利益剰余金	**23,888**
自己株式	**△736**
その他の包括利益累計額	**2,563**
その他有価証券評価差額金	**2,581**
退職給付に係る調整累計額	**△17**
非支配株主持分	**142**
純資産合計	**29,378**
負債・純資産合計	**46,037**

連結損益計算書（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		32,812
売上原価		24,247
売上総利益		8,564
販売費及び一般管理費		5,906
営業利益		2,658
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	272	
その他	101	380
営業外費用		
支払利息	12	
固定資産除却損	30	
その他	13	56
経常利益		2,982
特別利益		
固定資産売却益	11	11
特別損失		
固定資産除却損	302	
減損損失	7	
投資有価証券評価損	3	313
税金等調整前当期純利益		2,679
法人税、住民税及び事業税	719	
法人税等調整額	43	763
当期純利益		1,915
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,916

貸借対照表（令和３年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**18,719**
現金及び預金	5,127
受取手形	1,006
売掛金	7,003
電子記録債権	779
商品及び製品	2,184
仕掛品	242
原材料及び貯蔵品	2,106
前払費用	40
短期貸付金	82
その他	148
貸倒引当金	△0
固定資産	**19,926**
有形固定資産	**10,387**
建物	4,750
構築物	578
機械及び装置	1,233
車両運搬具	10
工具、器具及び備品	136
土地	3,269
リース資産	392
建設仮勘定	16
無形固定資産	**519**
ソフトウェア	500
水道施設利用権等	7
ソフトウェア仮勘定	11
投資その他の資産	**9,019**
投資有価証券	5,820
関係会社株式	3,043
長期前払費用	57
入会金	73
その他	56
貸倒引当金	△33
資産合計	**38,645**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**7,761**
買掛金	4,014
短期借入金	977
リース債務	31
未払金	1,818
未払法人税等	316
預り金	278
その他	324
固定負債	**6,442**
リース債務	400
繰延税金負債	243
退職給付引当金	3,362
預り保証金	2,250
その他	185
負債合計	**14,203**
（純資産の部）	
株主資本	**22,063**
資本金	**2,147**
資本剰余金	**1,272**
資本準備金	1,217
その他資本剰余金	55
利益剰余金	**19,523**
利益準備金	368
その他利益剰余金	19,154
固定資産圧縮積立金	834
別途積立金	5,337
繰越利益剰余金	12,983
自己株式	**△879**
評価・換算差額等	**2,378**
その他有価証券評価差額金	**2,378**
純資産合計	**24,442**
負債・純資産合計	**38,645**

損益計算書（令和３年１月１日から令和３年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		25,596
売上原価		18,410
売上総利益		7,186
販売費及び一般管理費		4,952
営業利益		2,233
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	325	
関係会社業務受託料	22	
その他	99	449
営業外費用		
支払利息	11	
売上割引	0	
固定資産除却損	24	
その他	10	46
経常利益		2,636
特別利益		
固定資産売却益	11	11
特別損失		
固定資産除却損	299	
減損損失	7	
投資有価証券評価損	3	310
税引前当期純利益		2,337
法人税、住民税及び事業税	568	
法人税等調整額	55	623
当期純利益		1,713

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

多木化学株式会社
取締役会　御中

令和４年２月16日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平岡　義則

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　葉山　良一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、多木化学株式会社の令和３年１月１日から令和３年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、多木化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

多 木 化 学 株 式 会 社
取締役会　御中

令和４年２月16日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　平 岡　　義 則

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　葉 山　　良 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、多木化学株式会社の令和３年１月１日から令和３年12月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、令和３年１月１日から令和３年12月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和４年２月17日

多木化学株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員	安福　成行	㊞
監査等委員（社外取締役）	田村　弘昭	㊞
監査等委員（社外取締役）	岩木　達郎	㊞
監査等委員（社外取締役）	阪口　誠	㊞
監査等委員（社外取締役）	重田　昇三	㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

兵庫県加古川市加古川町溝之口800番地
加古川プラザホテル 2階 電話（079）421-8877

交通のご案内 **JR加古川駅南口より徒歩約5分**

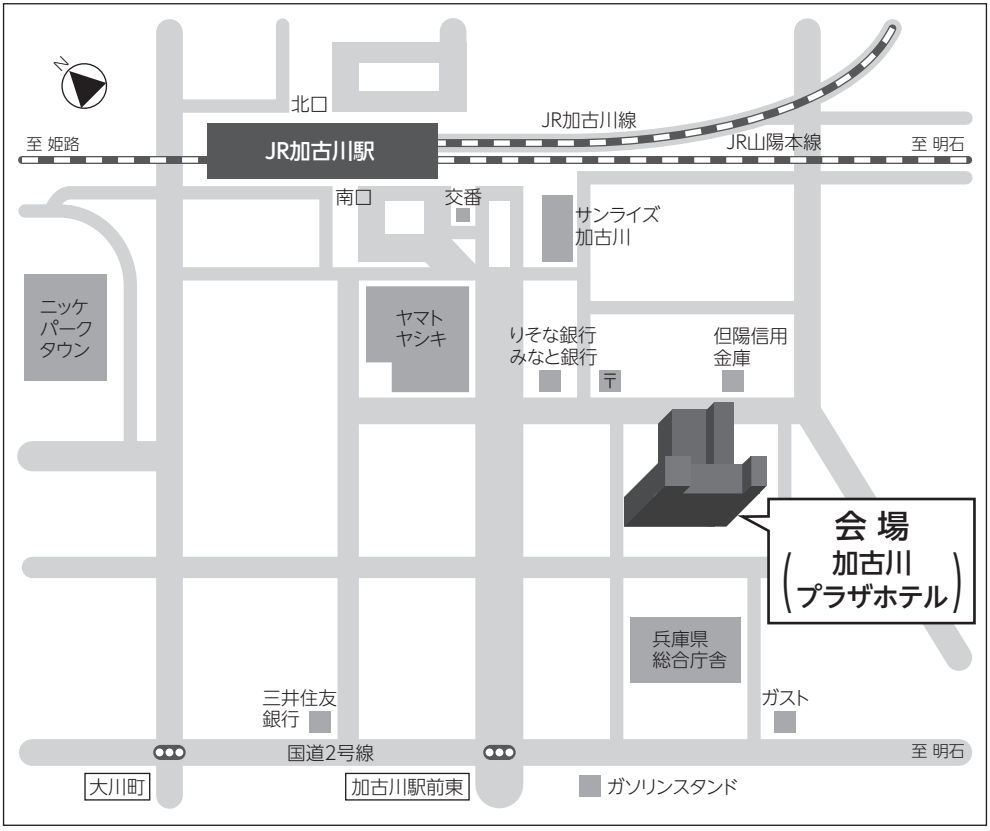

※本株主総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

多木化学株式会社

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。